

平成 2 6 年

第 4 回 飯 館 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

自 平成 26 年 4 月 30 日
至 平成 26 年 4 月 30 日

飯 館 村 議 会

平成26年第4回飯館村議会臨時会会期日程（案）

（会期1日間）

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	4.30	水	本会議	午前10時00分	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p>

平成26年4月30日

平成26年第4回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）

平成26年第4回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	平成26年4月30日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成26年4月30日 午前10時15分				
	閉会	平成26年4月30日 午前11時25分				
応（不応） 招議員及び並 出席議員に欠 びに欠席議員 出席12名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	7番 佐藤八郎		8番 佐藤長平		9番 飯樋善二郎	
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 菅野久子		書記 糯田文也	
地方自治法の 第121条のりめ 規定によるた 説明した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田榮	○	住民課長	藤井一彦	○
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川亨	○
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤真弘	
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会長	菅野宗夫	○
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男	
選挙管理委員会 書記長	中井田榮	○				
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成26年4月30日(水)・午前10時15分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第21号 飯舘村税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第22号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

()

○

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第4回飯舘村議会臨時会を開会いたします。

（午前10時15分）

◎開会の宣告

議長（大谷友孝君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、条例案件2件であります。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。4月17日に産業厚生常任委員会が所管事務調査事項協議のため、委員会が開催されております。

4月24日に総務文教常任委員会が所管事務調査のため、避難先での教育環境及び施設等の状況等について、福島市飯野町の仮設幼稚園を初め、仮設小学校、中学校及び相馬農業高等学校飯舘校サテライトを訪問調査しております。

次に、本日議会運営委員会が本臨時会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長外関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から3月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 佐藤八郎君、8番 佐藤長平君、9番 飯樋善二郎君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（大谷友孝君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

◎日程第3、提案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第3、村長提出の議案第21号及び議案第22号を上程し、村長の提案

理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、平成26年第4回飯舘村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の村議会臨時会は、村税条例等の一部改正が生じたので、臨時議会を招集させていただいたところであります。

それでは、提出いたしました議案につきましてご説明いたします。

議案第21号は、飯舘村税条例の一部を改正する条例でございます。この改正は、地方税法等の一部改正がありましたので、飯舘村税条例の軽自動車税、法人村民税、個人村民税、固定資産税の条例の一部を改正するものでございます。

議案第22号は、飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。この改正は、地方税法等の一部改正に伴いまして、飯舘村国民健康保険税条例の後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の課税限度額の引き上げと軽減額の軽減判定所得が一部改正されるものであります。

以上が提出いたしました議案の概要であります。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の提案説明）

（午前10時21分）

議長（大谷友孝君） 再開は午前11時00分といたします。

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

◎日程第4、議案第21号 飯舘村税条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第4、議案第21号飯舘村税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 説明の中で、軽自動車税は引き上げ、法人村民税は引き下げ、該当者なしとか、個人村民税、るる各項目によって違うようでありますけれども、まずこの軽自動車税の引き上げに対して、被害を受けている私たち村民にとって、村全体としての、この引き上げでどのぐらいの総額で重税となっているのか、伺うものであります。

住民課長（藤井一彦君） 26年度につきましては、まず軽自動車税の今回の引き上げでございますけれども、25年度ベースで計算をいたしますと、約774万円の増額という見込みでございます。以上です。

7番（佐藤八郎君） このことに関しては、全国一律国の改定でということが多分出されているのだろうと、それが値上げの理由だと、引き上げの理由になるんだと思うんですけれども、福島県、特に国が指定している避難区域、そういう地区についての特例的なものはな

いのでしょうか。

住民課長（藤井一彦君） 今のご質問でございますけれども、原発災害による軽自動車税の減免等の特例は今のところございません。以上です。

7番（佐藤八郎君） 福島県内の被災自治体、12市町村の中では、そういうお話なり、そういう動きというのはあってしかるべきと思いますが、何の動きもないのでしょうか。

住民課長（藤井一彦君） 国の改正が平成26年3月31日公布ということでございます。余り期間がないということもあるのか、まだ今のところはそういった動きがあるということは情報としては入ってきておりません。以上です。

1番（高野孝一君） 1、軽自動車税の小型特殊、農耕作業用の台数についてお伺いいたします。

もう1点、2の法人村民税であります。これに該当する事業所数と減額される予算額はどのぐらいになったのか、お伺いいたします。

住民課長（藤井一彦君） まず、小型特殊の農耕用の台数でございますけれども、今登録のある台数が890台でございます。

それから、法人村民税でございますけれども、25年度で92事業所ということになります。

これを25年度ベースで計算をいたしますと、10月以降の法人税が該当になるということでございますので、減る額は160万円ほどと計算しております。以上です。

議長（大谷友孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

7番（佐藤八郎君） 議案第21号飯館村税条例の一部を改正する条例について。

今ほど審議をいたしましたけれども、私どもは原子力発電所で人災的な事故さえなければ、持っている軽自動車もよりよく有効に使われていたというのが実態でありますけれども、こういう被害を受けて避難をしている中であっては、持っている軽自動車も自分の思うようなことで使われていないという現状が多々ある。そういう中であって、何の特例的なものもないという国の改正、それを村として全く、12市町村含めてそういう改善も求めているという流れの中では、とても村民に負担を強いるだけだという、重税を与えるだけだということに対して、私は正しいものとは思いませんので、反対し発言を終わるものであります。

議長（大谷友孝君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで討論を終わります。

これから議案第21号飯館村税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大谷友孝君） 起立多数です。

よって、議案第21号飯館村税条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第22号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第5、議案第22号飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） この国民健康保険税ですけれども、被害を受けてからというもの、免税ということで、数字的に負担金が増えているのかどうかも見えないという流れの中での、今度の一部を改正する条例案なのでありますけれども、前議案同様に引き上げ分は総額で幾らになるのか。

また、（2）でいう減額についてはどのぐらいになるのか、伺っておきます。

住民課長（藤井一彦君） 引き上げ額ですけれども、後期高齢者、それから介護保険、両方合わせまして、25年度ベースでこれもやっておりますけれども、436万円ほどの増ということになります。

それから、軽減でございますけれども、これは今回実際26年度に各世帯に当てはめて計算してみないと実際のところ数字がわからないという状況ですけれども、平成25年度ベースの実績を申し上げますと、5割、2割で後期高齢のほうは94万円ほどの減になっております。それから介護保険のほうは45万円ほどの減になっております。

今回、幅が広がるということでございますので、これよりは何割かは増えてくるものだと考えております。以上でございます。

7番（佐藤八郎君） 免税措置を受けていない自治体に比べて、飯館の国民健康保険税そのものはどういう位置に今あるのでしょうか。

住民課長（藤井一彦君） 今のご質問ですけれども、どういう位置にあるのかと、免税を受けていないほかの都市に比べてということでございますけれども、今実際にこのような国民健康保険税については免除ということになっておりますので、原発で帰るまではそういった措置がとられていくものかとは思っているところでございますけれども、位置づけといえますとなかなか難しいところであります。以上でございます。

7番（佐藤八郎君） 普通の自治体に戻ったときに、福島県内の自治体の中で最も高い国保税、市町村の位置になるのかどうか、心配をしているところです。

なぜならば、被害を受けたことによるストレスやら、家族ばらばらになったことから含めてとか、いろんな意味で健康害をしていますので、したがって通院、入院等が増えて、介護認定度も高まって、そういう流れの中に村民の暮らしがあるわけでありまして、したがって、そういう意味では国保会計そのものもどういう位置にあって、負担もどういう位置になるのかというのは常に見ておく必要があると。もちろん、年間1億円なり3億円なり必要だという議論もありますから、国保の運営基金で。そういう意味からしても重要なことだなという意味で、今簡単な意味で聞いたんですけれども。そういう点ではどうなんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） ご質問のように、今の医療費、国保の医療費と介護保険料が避難前の

1.5倍ぐらいの額になっています。

ことし、介護保険料の改定の計画書をつくるわけですが、月八千幾らぐらいになっていたのかな、概算ですが、これでも30%から40%ぐらい上がる。3年に1遍の見直しなんですけれども、したがって国保税も今1.5倍ぐらいの医療費になっていますから、多分そういう意味からすれば、1世帯当たりの平均の国保税というのは、二十数万円ぐらいになるのかなという気がします。1人当たりも、相馬地方管内の課税の状況からしても、相馬地方の中でもうちは高いほうでしたから、多分今の医療費の推移から見れば当然高くなるのかなと、こんなふうに思っています。

私は何回も言っていますが、国保会計というのは、我々のような1万、2万未満の自治体では到底やっていけなくなるのは目の前に来ているなと思います。これを現状の国保税なり介護保険料を1.3倍とか1.5倍に上げて、今でさえも、今は減免になっていますけれども、滞納額がかなり、前はありました。またその額が上がれば、当然滞納者も出てきますし、その部分を穴埋めするために一般会計からの繰り入れ、これも国保会計に行かざるを得ないのかなと、調整するためにです。基金は1億円ぐらいしかないわけですから。1億円を切ったのかな。余りないんですよ。ですから、基金の対応はできないので、多分一般会計からの繰り入れに頼らざるを得なくなる。そういう中で、それは何年も続けられるわけがありませんので、多分今の国保制度を抜本的に改正、国保会計、その辺を保険者の抜本的な改正というのか、そういうのも出てくるのかなと、思っています。

間違いなく、戻ったときに、あるいは減免措置がなくなったときに、重税感というのか、保険税の額というのは大変だなと私も思っていますから、どういう対応があるかと言われれば、一般会計からそんなに入れられるわけでもありませんので、やはり抜本的に国の制度の改正を要望していくしかないのかなと、こんなふうに思っています。

7番（佐藤八郎君） その辺でも先ほどの条例と同じなんですけれども、被災12市町村でのそういう動きというか、働きかけというのは、行政としてきちっとまとめ上げて、特別法なりいろいろ対応していただかないと、本当に解除して原発事故に関連する援助金やら補償金が切られたときに、どっと全体の何割が滞納者になるみたいな。まして医者にもかかれないうる短期保険証なり、保険証を渡さないなんていうことも考えられる状況ではないかと。まして消費税も10%、TPPもどうのこうのと、社会情勢のいろいろな変化がありますので、そういう点では、きちんとしたまとまった自治体同士が連携をとりながら、村民に先に見える国保運営のあり方というのを示す必要があるのだと思うんですけれども、いかがでしょう。

副村長（門馬伸市君） 今減免が1年1年更新で来てまして、26年度も減免ということですが、被災自治体の中では避難をさせられているわけですから、避難をさせられている、避難指示のある期間は少なくとも減免のほうは続けてほしいという要望は毎年やっています。

ただ、解除された後の減免措置というのは当然元に戻ると、思っています。ですから、それをまともに戻されると今のような心配が当然ある。だから、その辺の経過措置みたいなものがどれだけできるかわかりません。多分、今の国の考えでは、そういう考えはないと思

いますけれども、経過措置みたいなものがないものかどうか、制度上ですね。その辺は、段階的に元に戻していくという方法も一つの手かなと思いますし、あるいは避難指示が解除されて何年間は減免が続くとか、そんな制度の改正ができないのかどうかというのは、当然被災自治体の中でも今心配している項目、課題でありますので、引き続き12市町村の中で、あるいは県としてもそういう動きを国に働きかけてほしいなど、こんなふうに思っているところであります。

1番（高野孝一君） 改正によって増額あるいは減額する金額は、今お答えいただきました。

該当する世帯数について、それぞれどのぐらいになるのかお伺いいたします。

住民課長（藤井一彦君） これも25年度ベースでございますけれども、まず限度額を超えている世帯でございますが、後期高齢者のほうが140世帯、介護のほうが78世帯になります。

それから、軽減されている世帯でございますけれども、5割軽減が31世帯、2割軽減が79世帯になります。以上です。

議長（大谷友孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

7番（佐藤八郎君） 議案第22号飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

今ほど質疑いたしましたけれども、今のままでありますと、毎年毎年これが続いて、今言われましたように国保で1.5倍、介護保険で月8,000円を超えるような、そういう3割、4割増額という流れになっていって、いつか解除になり、国の今免税されているものも含めていろいろ変わっていったときに、国保運営そのものがどういうふうになるか、震災前も国保運営に関しては滞納者が多く、短期保険証云々、保険証がもらえない、医者にはかかれない、したがって重税になっていって死を早めるというところの社会情勢があったわけであります。

まして今、社会保障関係が削減されている政府の流れから見て、村民の健康を守る上で、やっぱり私たち被災自治体に配慮された特別な国の制度が必要かと思っておりますので、国で改正されたそのものを村によって改正する条例には反対するものであります。

議長（大谷友孝君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで討論を終わります。

これから議案第22号飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大谷友孝君） 起立多数です。

よって、議案第22号飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

議長（大谷友孝君） これで本日の日程は全部終了しました。
以上で会議を閉じます。
平成26年第4回飯館村議会臨時会を閉会します。
ご苦労さまでした。

（午前11時25分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年4月30日

飯 館 村 議 会 議 長 大 谷 友 孝

同 会議録署名議員 佐藤 八郎

同 会議録署名議員 佐藤 長平

同 会議録署名議員 飯 穂 善 一郎

()

○